

四 半 期 報 告 書

(第57期第 1 四半期)

株式会社 き も と

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	17
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	18

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月10日
【四半期会計期間】	第57期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
【会社名】	株式会社きもと
【英訳名】	KIMOTO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木本 和伸
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目6番35号
【電話番号】	03(6758)0300(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 鈴木 亮介
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木二丁目1番5号
【電話番号】	03(6758)0300(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 鈴木 亮介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期 第 1 四半期 連結累計期間	第57期 第 1 四半期 連結累計期間	第56期
会計期間	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月 30 日	自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月 30 日	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月 31 日
売上高 (百万円)	4, 102	3, 725	15, 597
経常損失(△) (百万円)	△226	△131	△522
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△179	△156	△1, 640
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△67	△348	△2, 161
純資産額 (百万円)	21, 601	18, 739	19, 240
総資産額 (百万円)	27, 776	24, 894	25, 345
1 株当たり当期純損失金額又は 四半期純損失金額(△) (円)	△3. 47	△3. 06	△31. 8
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	77. 8	75. 3	75. 9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループはこれまで、当社を取り巻く環境に柔軟に対応してまいりました。ますます変化する環境において安定的、継続的な100年継続企業へ成長していくために、フラットパネルディスプレイを中心とした事業から、IoT関連企業へのビジネス進化を目指し、平成29年3月期より第四次中期経営計画を3ヶ年（平成29年3月期～平成31年3月期）で推進してまいります。フィルム事業、データキッチン事業、コンサルティング事業の3つに事業を再編し、高付加価値と収益性の向上を目指します。フィルム事業はIoT技術に使用される各部材の開発、生産および販売、データキッチン事業はIoTで使用されるデジタルコンテンツの提供、コンサルティング事業は製造業向けコミュニケーションツールの開発を展開しております。

フラットパネルディスプレイ製品は前期より販売金額を下回ったものの、売上総利益率が向上し、ほぼ予算どおりとなりました。しかしながら、円高の進行を受け為替差損が生じ、四半期純損失となりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は3,725百万円（前年同四半期比9.2%減）、営業利益は19百万円（前年同四半期の営業損失は264百万円）、経常損失は131百万円（前年同四半期の経常損失は226百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は156百万円（前年同四半期の親会社株主に帰属する四半期純損失は179百万円）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

① 日本

タブレットPCの需要低迷によりタッチパネル用ハードコートフィルムの販売が減少したことで減収となりました。利益面においては、他のフラットパネルディスプレイ製品の販売が伸びたことで増益となりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は3,321百万円（前年同四半期比6.0%減）、営業利益は14百万円（前年同四半期の営業損失は284百万円）となりました。

② 北米

タッチデバイス保護用ハードコートフィルムの販売が減少したことにより減収減益となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は254百万円（前年同四半期比34.7%減）、営業損失は2百万円（前年同四半期の営業利益は16百万円）となりました。

③ 東アジア

スマートフォン向け液晶バックライト用フィルムの販売が減少したことにより減収となりましたが、他のフラットパネルディスプレイ製品の販売が伸びたことで増益となりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は96百万円（前年同四半期比12.5%減）、営業利益は1百万円（前年同四半期比153.5%増）となりました。

④ 欧州

フラットパネルディスプレイ製品のタッチパネル用ハードコートフィルムの販売が減少したことにより減収となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は53百万円（前年同四半期比23.0%減）、営業損失は11百万円（前年同四半期の営業損失は5百万円）となりました。

（2）財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における資産、負債、純資産の状況は以下のとおりであります。なお、比較増減額はすべて前連結会計年度末を基準としております。

（資産）

総資産は前連結会計年度末に比べ450百万円減少し、24,894百万円となりました。主な変動要因は、受取手形及び売掛金の増加247百万円、現金及び預金の減少654百万円であります。

（負債）

負債は前連結会計年度末に比べ50百万円増加し、6,155百万円となりました。主な変動要因は、営業債務の増加105百万円、賞与引当金の減少123百万円であります。

（純資産）

純資産は前連結会計年度末に比べ501百万円減少し、18,739百万円となりました。主な変動要因は、利益剰余金の減少310百万円、為替換算調整勘定の減少164百万円、その他有価証券評価差額金の減少46百万円であります。これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ0.6ポイント下降し、75.3%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は、次のとおりであります。

(会社の支配に関する基本方針)

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値又は株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付提案又はこれに類似する行為があった場合、当社株券等を売却するかどうかは株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

なお、当社は、当社株券等について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値又は株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株券等の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値又は株主共同の利益を毀損すると思われるものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに顧客、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させることはできません。当社の企業価値の源泉は、①独創的な技術開発力、②先進的な製造技術と一貫した品質保証体制、③「プロ集団」たる従業員の存在、④顧客・取引先との切磋琢磨する関係にあるため、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させるには、特にかかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠であります。当社株券等の大量買付を行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値又は株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社としては、このような当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損する大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相応な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

a. 当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(i) 当社の企業理念について

当社は、技術開発型の企業としてグローバルに発展することにより、顧客・株主及び従業員の満足を得ることに努め、地域の発展と繁栄に寄与し、地球環境をまもり、未来に向けて社会とともに前進します。

(ii) 当社の企業価値の源泉について

当社は昭和27年の設立以来、技術開発型の企業としてグローバルに発展することにより、顧客・株主及び従業員の満足を得ることを基本理念として、かかる方針の下、研究開発及び技術の革新を推進し、企業価値を向上させてまいりました。

かかる当社の企業価値の源泉は、①市場の急速な変化を先取りできる独創的な技術開発力、②多様な顧客に満足いただける製品を生み出す先進的な製造技術と高度で一貫した品質保証体制、③高品位な製品を適時に創り上げるための高い技術力を有する「プロ集団」たる従業員の存在、④常に最高の製品、商品及びサービスをともに創り上げていく顧客・取引先との切磋琢磨する関係にあります。

具体的には、第一に、当社の内外にわたる顧客それぞれにとって最高の製品、商品及びサービスを適時に提供するためには、時代の急速な変化を予測し、顧客のニーズを先取りする先見性が必要となります。当社は創業以来、常に顧客との対話を重視し、顧客に満足いただける製品を生み出すための研究開発を推進してまいりました。この独創的な技術開発力こそが顧客に満足いただける製品、サービスの提供を可能にする原点であり、当社の企業価値を向上させております。

第二に、独創的な技術開発力により開発された製品を高い品質で安定的に供給できることは、顧客の信頼の獲得と取引の継続にとってきわめて重要です。このために当社では、I S O 9001 : 2008を取得し、独自に構築した先進的な製造技術と、高度で一貫した品質保証体制を確立しております。開発のみならず、製品の高品質・安定製造をも重視することにより、当社の企業価値を向上させております。

第三に、当社には、従業員が部署や職位に関わりなく自由に意見を述べ合うことでその技能等を伝承する企業風土が創業時から連綿と形成されており、従業員の技能向上の基礎となっております。研究開発、製造、営業等それぞれの職掌において顧客に満足いただける製品、サービスを適時に提供するためには、かかる従業員と企業風土を将来にわたり確保・維持することが不可欠です。当社は、時代の最先端をいく独創的かつ高度な技術を開発・維持するためには、このような高い技術力を有する従業員の存在が不可欠であるとの認識から、従業員一人ひとりが継続して成長し、独創的かつ高度な技能を身につけることができる体制づくりを構築しております。

第四に、時代の最先端をいく独創的かつ高度な技術を開発・維持するためには、従業員及び企業風土のみならず、優れた製品の提供を求める顧客及び協力関係にある取引先の存在が不可欠です。顧客から時には不可能と思われる高度な要請を受け、又は将来の市場動向を予測することにより、顧客のニーズにいち早く応えることができる当社の独創的な技術開発力が継続的に磨かれてまいりました。このような顧客・取引先との切磋琢磨する関係は、当社が世界に通ずる技術開発型の企業として、その時代に成し得る最高の専門技術と、最高の製品・商品並びにサービスを内外の顧客に提供するための大きな原動力となっております。この意味で、当社の既存の顧客・取引先との切磋琢磨する関係を将来にわたり確保することは、当社が企業価値を向上させていく上で極めて重要です。

(iii) 当社の今後の企業価値又は株主共同の利益の確保、向上に向けた取組みについて

イ. 中長期的な経営戦略について

当社グループの主な事業は、ポリエステルフィルムを中心とする各種フィルムの表面に特殊加工をすることにより、多様な機能を付加した各種工業材料を製造販売することです。

当社グループの製品は、主として電子・工業材料業界に継続的に供給されており、当該業界は今後も市場拡大が期待されております。

当社グループでは、この成長市場においてより収益性の高いビジネスを創出するとともに、環境、エネルギー、デジタル画像などの新しい市場、業界に向けた新事業、新製品の開発にグループを挙げて取り組み、企業価値の向上を目指します。また、経営戦略に連動する技術ロードマップを確実に実現することで、継続的に技術基盤の拡充を図ります。

上記のビジョンを実現することが企業価値の持続的向上と株主共同の利益確保に資するものであると考えます。

当社の発展による企業価値の向上は「プロ集団」である従業員の意欲・能力・知識なくしてはありえない、との認識に基づき、従業員の人的資質のさらなる向上を積極的に行うことにより、中期経営計画の完遂と、企業価値の増大に努めてまいります。

当社グループの製品は、主として電子・工業材料分野に継続的に供給されており、引き続き東アジアを中心に市場拡大が期待されることから、当社グループでは新たに加えたソウル及び深センの営業拠点を軸に、積極的な販売活動を展開します。さらに、この成長市場においてより収益性の高いビジネスを創出するとともに、環境、エネルギー、空間情報などの新しい市場に向け新事業、新製品の開発にも注力し、一層の企業価値向上を目指します。それらを基に国内外の著しい経営環境の変化を見据え、第四次中期経営計画の策定を進めます。

ロ. C S R活動について

当社は、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を築き上げていくことが、企業価値の持続的向上のために必要不可欠と考え、コーポレート・ガバナンスの充実、企業倫理の向上、リスク管理の強化及び社会との関わりを深化を重要課題と位置付けております。

上記課題の実現のために、コンプライアンスの強化、経営の監督・監視機能の強化、経営責任の明確化、意思決定及び業務遂行の実効性・迅速性の確保、情報開示の強化を進めるとともに、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保と地域との対話等に取り組んでまいります。

b. コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、取締役会、監査役会を基本に継続的なコーポレート・ガバナンスの充実が経営の最優先課題であると考え、諸制度の整備と透明性の高い情報開示の実施を適時行うとともに、高い自律性、効率性並びに競争力のある経営体制の確立を目指しております。

当社においては、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を1年としております。また、当社は経営会議、常務会等を設置せず、重要な業務執行及び法定事項の決定並びに業務執行の監督は、すべて取締役会で行っております。常勤監査役及び社外監査役は、定例及び臨時に開催される取締役会に出席し必要な意見を述べるとともに、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。また、監査役のサポート体制の充実を図るため、平成19年7月より監査役スタッフ1名を選定いたしました。

当社は、以上のようなコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づく諸施策を実行し、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目指してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年5月9日開催の取締役会により「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」）を導入することを決議し、平成20年6月27日開催の第48回定時株主総会におけるご承認を得て本対応方針を導入することを決定いたしました。その後の定時株主総会において二度に渡り継続導入を株主の皆様にご承認いただいておりますが、この度、本対応方針の有効期限の満了を迎えるにあたり、今後の取扱いについて慎重に検討を重ねた結果、当社を取り巻く市場及び経営環境等が本対応方針の導入・更新時から変化していることに加え、当社の企業価値の一層の向上を進めていく中で、本対応方針継続の意義が薄れてきていると判断し、平成28年5月12日開催の取締役会において本対応方針を継続せず廃止することを決議いたしました。

なお、当社は本対応方針の非継続後も、当社株券等の大量買付行為を行おうとする者が現れた場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する観点から、積極的な情報収集と適時開示に努めると共に、関係法令及び当社定款の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

（４）研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は225百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	54,772,564	54,772,564	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	54,772,564	54,772,564	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年6月30日	—	54,772,564	—	3,274	—	3,163

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,622,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,146,700	511,467	—
単元未満株式	普通株式 3,764	—	—
発行済株式総数	54,772,564	—	—
総株主の議決権	—	511,467	—

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が11,200株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数112個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社きもと	埼玉県さいたま市中央区 鈴谷4丁目6-35	3,622,100	—	3,622,100	6.61
合 計	—	3,622,100	—	3,622,100	6.61

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成28年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,076	10,422
受取手形及び売掛金	3,707	3,955
電子記録債権	-	12
商品及び製品	613	680
仕掛品	426	448
原材料及び貯蔵品	670	757
繰延税金資産	126	126
その他	171	153
貸倒引当金	△20	△11
流動資産合計	16,772	16,544
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,765	2,760
機械装置及び運搬具（純額）	1,788	1,670
土地	791	791
建設仮勘定	73	78
その他（純額）	204	190
有形固定資産合計	5,623	5,491
無形固定資産		
ソフトウェア	92	86
ソフトウェア仮勘定	20	20
その他	46	43
無形固定資産合計	159	150
投資その他の資産		
投資有価証券	1,357	1,284
長期預金	1,300	1,300
その他	308	284
貸倒引当金	△175	△162
投資その他の資産合計	2,789	2,707
固定資産合計	8,572	8,349
資産合計	25,345	24,894

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成28年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	931	1,122
電子記録債務	1,831	1,746
未払法人税等	29	16
賞与引当金	246	123
繰延税金負債	-	6
その他	748	880
流動負債合計	3,787	3,894
固定負債		
退職給付に係る負債	2,039	2,005
長期預り金	91	91
繰延税金負債	161	137
その他	25	26
固定負債合計	2,317	2,261
負債合計	6,104	6,155
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,274	3,274
資本剰余金	3,427	3,427
利益剰余金	13,441	13,131
自己株式	△957	△957
株主資本合計	19,186	18,876
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	370	324
為替換算調整勘定	68	△95
退職給付に係る調整累計額	△385	△365
その他の包括利益累計額合計	53	△137
純資産合計	19,240	18,739
負債純資産合計	25,345	24,894

(2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	4,102	3,725
売上原価	3,306	2,779
売上総利益	795	945
販売費及び一般管理費	1,060	925
営業利益又は営業損失(△)	△264	19
営業外収益		
受取利息	7	1
受取配当金	1	1
受取手数料	0	4
物品売却益	2	0
為替差益	31	-
その他	3	3
営業外収益合計	47	12
営業外費用		
支払利息	0	0
支払補償費	8	11
為替差損	-	150
その他	0	0
営業外費用合計	9	163
経常損失(△)	△226	△131
特別利益		
固定資産売却益	10	-
特別利益合計	10	-
特別損失		
固定資産廃棄損	0	2
投資有価証券評価損	0	1
特別損失合計	0	4
税金等調整前四半期純損失(△)	△216	△135
法人税等	△36	21
四半期純損失(△)	△179	△156
(内訳)		
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△179	△156
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	-	-
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	43	△46
為替換算調整勘定	62	△164
退職給付に係る調整額	6	19
その他の包括利益合計	112	△191
四半期包括利益	△67	△348
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△67	△348
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表への影響額は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	
(税金費用の計算)	
税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。	
ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。	

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、当第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
減価償却費	225百万円	210百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	155	3	平成27年3月31日	平成27年6月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月17日 定時株主総会	普通株式	153	3	平成28年3月31日	平成28年6月20日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益及び包 括利益計算 書計上額 (注) 2
	日本	北米	東アジア	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	3,534	389	110	69	4,102	—	4,102
セグメント間の内部売上高 又は振替高	154	45	24	—	224	△224	—
計	3,688	434	134	69	4,327	△224	4,102
セグメント利益又は損失(△)	△284	16	0	△5	△272	8	△264

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額は、主に棚卸資産調整額5百万円であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業損失と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益及び包 括利益計算 書計上額 (注) 2
	日本	北米	東アジア	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	3,321	254	96	53	3,725	—	3,725
セグメント間の内部売上高 又は振替高	109	37	21	—	168	△168	—
計	3,431	291	117	53	3,893	△168	3,725
セグメント利益又は損失(△)	14	△2	1	△11	1	18	19

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額は、主に棚卸資産調整額14百万円、セグメント間取引消去3百万円であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	3円47銭	3円06銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(百万円)	179	156
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失金額(百万円)	179	156
普通株式の期中平均株式数(株)	51,750,446	51,150,446

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成28年7月29日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上に資するため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 1,000,000株(上限) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 300,000,000円(上限) |
| (4) 取得期間 | 平成28年8月1日から平成28年10月31日まで |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8 月 9 日

株 式 会 社 き も と
取 締 役 会 御中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐 川 聡 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 兼 宏 章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社きもとの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きもと及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月10日
【会社名】	株式会社きもと
【英訳名】	KIMOTO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木本 和伸
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目6番35号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 木本 和伸は、当社の第57期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。